

労働者派遣事業に関する情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 23 条第 5 項の規定に基づき、当社における労働者派遣事業に関わる情報を公開いたします。



記

1. 派遣労働者数 0 人
2. 労働派遣の役務の提供を受けた者の数 0 人
3. 労働者派遣に関する料金の額の平均額 0 円
4. 派遣労働者の賃金の額の平均額 0 円
5. マージン率 (※) 0
※労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定の締結 有
有効期間 : 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
対象範囲 : すべての労働派遣者

7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度

教育訓練内容	対象者	実施主体	実施方法	賃金支給	費用負担
入職時研修	新規採用者	当社	OJT	有	無
技術研修	全派遣労働者	当社	OJT	有	無

以上